

会 議 録

会議の名称	平成22年度第1回行田市下水道事業運営審議会
開催日時	平成22年9月30日(木) 開会：午後1時30分 ・ 閉会：午後3時15分
開催場所	水道庁舎 2階第3会議室
出席者(委員) 氏名	大河原梅夫 野口啓造 田尻要 小板橋剛 長島善江 相原香保留 堀口信次 大崎正二 小佐信行
欠席者(委員) 氏名	石塚二郎
事務局	橋本都市整備部長 山下次長兼下水道課長 岡村主幹 五十幡主幹 新藤主査 春田主任
会議内容	(1)新負担区(第7負担区)の単位金額の設定について (2)その他
会議資料	(資料名・概要等) 行田都市計画下水道事業受益者負担金条例単位負担金額算定資料 (1)受益者負担金制度について (2)関係法令等について (3)負担金単価の算出について
その他必要 事項	傍聴者なし

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
<p>事務局</p> <p>会長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>市民憲章の唱和</p> <p>1 開会</p> <p>2 部長挨拶（橋本都市整備部長）</p> <p>3 委員紹介（埼玉県荒川左岸北部下水道事務所長 小板橋剛）</p> <p>平成22年4月1日付けの人事異動により、荒川左岸北部事務所長が若林正幸氏から小板橋剛氏へ変更となった為。</p> <p>なお、任期については、行田市下水道事業運営審議会条例第4条第1項の規定により前任者の残任期間（平成23年8月29日まで）となる。</p> <p>4 事務局紹介（岡村主幹、春田主任）</p> <p>平成21年4月1日付け及び平成22年4月1日付けの人事異動にともない、初めて審議会へ出席となる為。</p> <p>5 挨拶</p> <p>昨年度の審議会において、審議した「合流式下水道緊急改善計画」につきましては、その後、国土交通省へ提出し、本年3月31日付けで同意をいただいた。</p> <p>本日、審議する内容は、第7負担区の単位金額の設定についてである。</p> <p>受益者負担金は、下水道を整備する事業費の一部に当てるため、市民の皆様にご負担いただくものであり、公平・妥当な負担の観点から、審議のほどお願いします。</p> <p>本日の審議会は、委員定数10人に対し出席者は9人となっており、行田市下水道運営審議会条例第6条第2項の規定により委員の過半数が出席しており、本審議会は成立していることを報告する。</p> <p>また、本日の会議は、前回同様公開を原則とする。公開については、市ホームページ、市政情報コーナー等で公開する。</p> <p>それでは、議事の進行を大河原会長にお願いします。</p> <p>6 議事</p>

	<p>本日の議題「新負担区（第 7 負担区）の単位金額の設定について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	「新負担区（第 7 負担区）の単位金額の設定について」説明する。
議長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問はあるか。
委員	負担率 5 分の 1 は、法律で決まっているのか。
事務局	下水道財政研究委員会の提言の中に、「全国的に見て事業費の 3 分の 1 ないし 5 分の 1 程度の賦課は受益の限度内であると考えられる」とあり、行田市では一番負担の少ない 5 分の 1 を採用している。
委員	第 6 処理分区の中に既に負担区が決定している場所もあるのに、今回のように残された場所があり新たに負担区を設定しようとするのはどういうことか。
事務局	流域幹線に行田市の吐口が 6 箇所あり、それごとに第 1 から第 6 まで流域下水道で処理分区を決めている。
	第 6 処理分区の中で城西 3 丁目、4 丁目地内を重点的に整備してきたが、汚水処理施設整備交付金事業で補助事業が採択されたため、矢場 1 丁目、忍 1 丁目地内を優先的に整備することとなり、今回の負担区の場所が未整備であることからである。
委員	今回、第 7 負担区を設定することで、第 6 処理分区内で、もれている所は無くなるのか。
事務局	第 6 処理分区内で認可を受けている部分については、もれはなくなる。
委員	第 1～第 5 処理分区内には、まだ負担区の設定がされていない所があるのか。
事務局	まだ、負担区設定がされていない所がある。
委員	負担金単価を 1 平方メートルあたり 350 円と設定しているが何のために設定するのか。
事務局	第 6 処理分区の末端管渠整備費を受益者に負担していただくための単価である。
議長	ここまでの説明の中で、ご意見、ご質問はあるか。事務局で追加

事務局	<p>説明があるか。</p> <p>負担金の徴収方法について説明する。</p> <p>第7負担区の土地所有者に1㎡当たり350円を賦課し、賦課した負担金を5年に分割し、さらに1年を4期に分けて納めてもらう。</p> <p>負担金は一度限りのものであり、税金のように毎年度賦課されるものではない。</p>
委員	<p>土地所有者が支払うとあるが、使用者はまったく支払わなくてもいいのか。</p>
事務局	<p>原則として、受益者は土地所有者であるが、長期にわたり土地を借りて建物を所有している等、土地所有者が受益者といえない場合もある。この場合は、双方の話し合いによって借地人が受益者となることもある。</p>
委員	<p>今の話だと、双方で話し合って受益者を決定するという事だが、揉めるケースが出てくるのではないか。それを防ぐ為にも、決まりをつくった方がいいのではないか。</p>
事務局	<p>あまりにきちんと決めてしまうと、その時代に合わない事等が出てくる。その都度、相手の話をよく聞き、その状況にあった解決策を提案していくという対応をしている。</p>
議長	<p>これまでの説明について、ご意見、ご質問はあるか。ないようである。今回提案された、第7負担区の単位金額の設定について、12月定例市議会に提出することで承諾をいただいたこととしてよいか。</p>
委員	<p>承諾</p>
議長	<p>7 その他</p> <p>事務局より提案を願う。</p>
事務局	<p>「古代蓮物語の下水道不正使用について」説明する。</p>
議長	<p>事務局、続けてお願いします。</p>
事務局	<p>次回の審議会は、年度末を予定している。内容は行田市下水道全体計画区域の縮小についてである。</p>

議長 委員	議事が終了したので、議長の職をおろさせていただく。 8 閉会（田尻副会長）
----------	--